: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		VI-1-1-6-別添 4 ブローアウトパネル関連設備の 設計方針	工認資料構成の相違 (以下、章番号や図番号等 の相違については、差異理 由の記載を省略)

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		目次	
		1. 概要・・・・・・ 別添 4-1 2. 設備分類・・・・・ 別添 4-1 3. ブローアウトパネル関連設備の要求機能・ 別添 4-1 4. 設計の基本方針・・・ 別添 4-2 5. 要求機能及び性能目標・ 別添 4-6 5.1 要求機能・ 別添 4-6 5.2 性能目標・ 別添 4-6 6. 機能設計・ 別添 4-7 7. 構造強度設計・ 別添 4-13 7.1 構造強度の設計方針・ 別添 4-13 7.2 荷重及び荷重の組合せ・ 別添 4-14	
		7.2.1 荷重の種類 別添 4-14 7.2.2 荷重の組合せ 別添 4-15 7.3 機能維持の方針 別添 4-15 7.3.1 原子炉建屋 BOP 別添 4-15	設備名称の相違 <柏崎刈羽7号との比較> 設備の相違 ・女川で原子炉建屋のバウ
		7.3.2 BOP 閉止装置 ····· 別添 4-18	ンダリとなる BOP は原子炉 建屋 BOP のみである。(理由 ①) 設備名称の相違 設備の相違 ・女川の BOP 閉止装置は、 屋内に設置されており、屋
			外設置の原子炉建屋 BOP の開放状態によらず閉止動作が可能な設計のため、強制開放装置を設置していない。(理由②))

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		1. 概要 添付書類「VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」(以下「VI-1-1-6」という。)にて、ブローアウトパネル関連設備が使用される条件の下における健全性について、必要な機能に対しての設計方針を示している。 本資料は、VI-1-1-6にて設定しているブローアウトパネル関連設備に係る設計方針を整理した上で、各設計方針に対して、ブローアウトパネル関連設備の設備分類、要求機能及び性能目標を明確にし、各設備の機能設計等について説明するものである。	
		2. 設備分類 ブローアウトパネル関連設備は、以下のとおり、原子炉建屋ブローアウトパネル(以下「原子炉建屋 BOP」という。)及び原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置(以下「BOP 閉止装置」という。)に分類する。	記載表現の相違
			テル建屋プローテットハ ネルが1箇所のみであり MSトンネル室には流路が 形成されないこと。 ・気圧差による荷重は、MS トンネル室には気圧差の 影響を受ける密閉された 設備がないこと。 ・設計飛来物による衝撃荷 重は、開口部付近に外部 事象防護対象施設はない

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		原子炉建屋 BOP は、通常運転中は原子炉建屋原子炉棟の壁の一部となることから、二次格納施設のバウンダリを構成する。また、重大事故等時に、原子炉建屋 BOP が開放し、原子炉建屋 BOP 開口部を閉止する必要がある場合には、原子炉建屋 BOP の内側に設置された BOP 閉止装置により閉止することで二次格納施設のバウンダリを構成する。	・女川は原子炉建屋 BOP と BOP 閉止装置の関係が分か
		(1) 原子炉建屋 BOP は、原子炉建屋原子炉棟外壁 (地上 3 階部分) 原子炉建屋 BOP は、原子炉建屋原子炉棟外壁 (地上 3 階部分) に配置され、差圧により開放するパネル本体部、パネルを建屋 外壁内に設置する枠部 <mark>及び</mark> 差圧により変形する止め板より構成される設備である。	
			<柏崎刈羽7号との比較> 設備の相違 (本文目次の理由①参照)
		(2) BOP 閉止装置 BOP 閉止装置は、扉、扉枠、扉を駆動する電動機、扉を開状態 又は閉状態で固定する閂等から構成されており、通常運転中は、 扉は開放した状態であり、原子炉建屋 BOP が開放された状態で 炉心損傷した場合において、閂及び扉を電動機又は手動により 動作させ、原子炉建屋 BOP 開口部を閉止する設備である。	・女川は扉型、先行プラントはスライド扉型の BOP 閉
		扉は、地震による扉閉方向の移動を制限するために、常時門により固定している。このため、開放状態にある扉の閉止操作は、門による扉固定の解除、扉の移動、門による扉閉状態での扉固定の一連の動作を、中央制御室からの遠隔操作により実施	

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		する。	
			設備の相違
			(2. 項の理由③参照)
			設備の相違
			(本文目次の理由②参照)
		3. ブローアウトパネル関連設備の要求機能 ブローアウトパネル及びその関連設備(BOP 閉止装置) につい	製備を称の相違
		て、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規	
		則」(以下「技術基準規則」という。)上の主な要求事項を以下に	
		整理した。	次の理由②参照)
			記載表現の相違
		(1) 原子炉建屋 BOP の要求事項	-11 -1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
		設計基準対象施設及び重大事故等対処設備である原子炉建屋	
		BOP は、主蒸気管破断及びインターフェイスシステム LOCA を 想定した場合に、放出蒸気による圧力等から原子炉建屋等を防	・原子炉建屋 BOP はインタ ーフェイスシステム LOCA
		護することを目的に設置されている。	時にも機能要求がある。(理
			曲⑤)
			<柏崎刈羽7号との比較>
			設備の相違
		このため,原子炉建屋の内外差圧(設計差圧 4.4kPa 以下)	(本文目次の理由①参照)
		により自動的に開放する機能が必要となる。なお、この機能	プラント固有条件の差異

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		は、基準地震動Ssにより損なわないようにする必要がある。	<柏崎刈羽7号との比較>
			設備の相違
			(本文目次の理由①参照)
		また,原子炉建屋 BOP は,原子炉建屋原子炉棟の壁の一部と	設備名称の相違
		なることから、二次格納施設のバウンダリとしての機能維持が	
		必要であり、このため、原子炉建屋 BOP は、原子力発電所耐震	設備名称の相違
		設計技術指針 重要度分類・許容応力編(JEAG4601・	
		補-1984)に基づき,弾性設計用地震動Sdで開放しない設計	記載表現の相違
		とする必要がある。	
		なお、設計竜巻や弾性設計用地震動Sdを超える地震により	
		開放し、安全上支障のない期間内に復旧できない場合には、安	記載表現の相違
		全な状態に移行(運転中は冷温停止へ移行、停止中は使用済燃	
		料に関連する作業の停止)することを保安規定に定め対応す	
		る。	
		(2) BOP 閉止装置の要求事項	設備名称の相違
		重大事故等対処設備である BOP 閉止装置は, 重大事故等時に,	記載表現の相違
		中央制御室の居住性を確保するために原子炉建屋原子炉棟に設	設備名称の相違
		置された原子炉建屋 BOP 開口部を閉止する必要がある場合,こ	記載表現の相違
		の開口部を容易かつ確実に閉止操作することを目的に設置され	
		ている。	
		このため、容易かつ確実に閉止操作する機能が必要であり、	
		閉止後は,原子炉建屋原子炉棟の壁の一部となることから,二	記載表現の相違
		次格納施設のバウンダリとして原子炉建屋原子炉棟を負圧に維	
		持できる気密性を保持できることが必要である。なお、扉開状	
		態(待機状態)では、作動性及び扉閉止後の原子炉建屋原子炉	記載表現の相違
		棟を負圧に維持できる気密性を保持できるようにする必要があ	
		る。	
		また,BOP 閉止装置は,重大事故等対処設備であることから,	設備名称の相違
		これらの機能は、基準地震動 Ssにより損なわないようにする	記載表現の相違
		必要がある。	設計の相違
			・女川の BOP 閉止装置は
			能によらず、扉閉止後に
			いてもSs機能維持とす
			設計としている。(理由⑥

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		よい、pop 用 小牙 関 いけ 関) l T l l l l l l l l l l l l l l l l l	
		なお、BOP 閉止装置は現場において人力による操作が可能な ものとする必要がある。	
		ものとする必安がある。	
			設備の相違
			(本文目次の理由②参照)
		4. 設計の基本方針	
		ブローアウトパネル関連設備の要求事項及び考慮すべき要因で	
		ある自然現象、人為事象、溢水及び火災に対する設計方針についていてよった。	
		て以下に示す。	
		(1) 原子炉建屋 BOP	設備名称の相違
		原子炉建屋 BOP は、主蒸気管破断及びインターフェイスシス	
		テム LOCA を想定した場合の放出蒸気により、原子炉建屋原子	(3. (1)項の理由⑤参照)
		炉棟の圧力が上昇した場合において,外気との差圧(設計差圧	・プラント固有条件の差異
		4. 4kPa 以下)により自動的に開放し,原子炉建屋原子炉棟内	
		の圧力及び温度を低下させることができる設計とするととも	記載表現の相違
		に、この機能は、基準地震動Ssにより損なわれない設計とす	
		る。	設備名称の相違
		原子炉建屋 BOP は,原子炉建屋原子炉棟の壁の一部となるこ	
		とから、二次格納施設のバウンダリとしての機能維持が必要で	
		あるため, 弾性設計用地震動 S d で開放しない設計とする。	
		また,原子炉建屋 BOP は,考慮すべき自然現象等を考慮した	設備名称の相違
		設計とするとともに、開放時に他の設備に波及的影響を及ぼさ	
		ない設計とする。	
		a. 自然現象及び人為事象	
		(a) 地震	
		自然現象のうち地震に関して,原子炉建屋BOPは,基準地震	設備名称の相違
ļ l		動Ssにて開放機能を喪失しない設計とする。また,二次格	

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		納施設である原子炉建屋原子炉棟のバウンダリを構成する設	
		備であるため,弾性設計用地震動Sdでは開放しない設計と	
		する。	
		原子炉建屋BOPの耐震設計については,本資料に基づき実施	設備名称の相違
		する。	
		(b) 津波	
		自然現象のうち津波に関して,原子炉建屋BOPは津波の影響	設備名称の相違
		を受けない位置に設置されることから、設計上考慮しない。	
		(c) 風(台風)及び竜巻	
		自然現象のうち風(台風)及び竜巻に関して,原子炉建屋 BOP	設備名称の相違
		は,風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮して設置し,設計	
		飛来物により原子炉建屋 BOP が破損した場合に、他の設備に	設備の相違
		波及的影響を及ぼさない設計とする。風(台風)の風荷重につ	(2.項の理由③参照)
		いては,竜巻の風荷重に包絡される。	
		なお、設計竜巻の差圧は、原子炉建屋BOP開放差圧より大き	設備名称の相違
		く, 設計竜巻の差圧で開放しない設計とした場合, 開放機能を	
		阻害するため、設計竜巻により開放し、安全上支障のない期間	
		内に復旧できず、二次格納施設としてのバウンダリ機能が維持	記載表現の相違
		できない場合には,安全な状態に移行 (運転中は冷温停止へ移	
		行, 停止中は使用済燃料に関連する作業の停止) することを保	
		安規定に定める。	
		(d) 積雪及び火山の影響	
		自然現象のうち積雪及び火山の影響に関して,原子炉建屋	設備名称の相違
		BOPは、建屋壁面内に設置され、積雪及び降下火砕物の影響を	
		受けないことから,設計上考慮しない。なお,原子炉建屋原	
		子炉棟としては積雪及び降下火砕物を考慮した設計としてい	
		る。	
		(e) その他自然現象及び人為事象	
		自然現象のうち凍結,降水,落雷,生物学的事象,森林火災	
		及び高潮並びに人為事象のうち爆発, 近隣工場等の火災 (石油	記載表現の相違
		コンビナート施設等の火災,発電所敷地内に設置する危険物貯	
		蔵施設等の火災, 航空機墜落による火災, 発電所敷地内に設置	
		する危険物貯蔵施設等の火災と航空機墜落による火災の重畳	
		火災, 二次的影響 (ばい煙等)), 有毒ガス, 船舶の衝突, 電磁	

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		的障害及び航空機の衝突(以下「その他自然現象及び人為事象」という。) に関して、原子炉建屋 BOP は、これら事象による影響を受けない設計とする。 その他自然現象及び人為事象に対する設計については、添付書類「VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち「VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。	記載表現の相違
		b. 溢水 溢水に関して,原子炉建屋 BOP は溢水の影響を受けない位置 に設置されることから,設計上考慮しない。	記載表現の相違
		c. 火災 火災に関しては、原子炉建屋 BOP は火災により重大事故等に 対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。	・重大事故等対処設備であ
		d. その他 原子炉建屋 BOP は、パネルが開放した場合でも落下して他の 設備に影響を与えない位置に設置されていることから波及的影 響は考慮しない。 なお、開放時の落下を防止するため、落下防止チェーンを設 置する。	設置位置の相違
			<柏崎刈羽7号との比較> 設備の相違 (本文目次の理由①参照)

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
			<柏崎刈羽7号との比較> 設備の相違
			(本文目次の理由①参照)

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		(2) BOP 閉止装置 BOP 閉止装置は,重大事故等時,原子炉建屋 BOP 開口部を閉 止する必要がある場合,容易かつ確実に閉止操作でき,閉止後	設備名称の相違 記載表現の相違
		に原子炉建屋原子炉棟を負圧に維持できる気密性を保持できる 設計とするとともに、この機能は、基準地震動Ssにより損な われない設計とする。	
		雇閉止状態でも原子炉建屋原子炉棟の壁の一部となり、二次 格納施設のバウンダリとしての機能維持が必要であるため、基 <mark>準地震動Ss</mark> で気密性を保持できる設計とする。	設計の相違 (3. (2)項の理由⑥参照)
		なお、BOP 閉止装置は、主蒸気管破断時及びインターフェイスシステム LOCA 時における蒸気の流路上に設置されるため、蒸気の通過後においても、原子炉建屋 BOP 開口部を閉止する必	・女川の BOP 閉止装置は原 子炉建屋原子炉棟内に設置
		要がある場合には、閉止操作が可能な設計とする。	され主蒸気管破断時等の流路になるため、その後も閉止操作可能な設計としてい
		BOP 閉止装置は、現場にて人力により閂及び扉の操作が可能な設計とする。	
		また,BOP 閉止装置は,考慮すべき自然現象等を考慮した設計とする。	設備名称の相違
		a. 自然現象及び人為事象 (a) 地震	
		自然現象のうち地震に関して、BOP 閉止装置は、基準地震動 Ss後も容易かつ確実に閉止でき、閉止後の気密機能を維持で きる設計とする。閉止状態においても、基準地震動Ssにて気	
		密機能を維持できる設計とする。 また、BOP 閉止装置は、現場にて人力により閂及び扉の操作	設計の相違
		が可能な設計とする。 BOP 閉止装置の耐震設計については、本資料に基づき実施する。	設備名称の相違
		(b) 津波	

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		自然現象のうち津波に関して,BOP 閉止装置は <mark>原子炉建屋原</mark>	設備名称の相違
		子炉棟内に設置することから影響がないため,設計上考慮しな	設計の相違
		٧٠°	・女川の BOP 閉止装置は原
			子炉建屋原子炉棟内に設置
		(c) 風(台風)及び竜巻	
		自然現象のうち風 (台風) 及び竜巻に関して BOP 閉止装置は	記載表現の相違
		原子炉建屋原子炉棟内に設置することから,原子炉建屋 BOP が	設備名称の相違
		開放していない場合においては, 影響がないため, 設計上考慮	設計の相違
		しない。原子炉建屋 BOP の開放時においては,風(台風)によ	・女川の BOP 閉止装置は原
		る風荷重を考慮して設計する。また、竜巻に関しては、竜巻に	子炉建屋原子炉棟内に設置
		よる風荷重を考慮して他の設備に波及的影響を及ぼさない設	
		計とする。	
		(d) 積雪及び火山の影響	
		自然現象のうち積雪及び火山の影響に関して, BOP 閉止装置	設備名称の相違
		は,原子炉建屋原子炉棟内に設置することから影響がないた	設計の相違
		め、設計上考慮しない。	・女川の BOP 閉止装置は原
			子炉建屋原子炉棟内に設置
		(e) その他自然現象及び人為事象	
		その他自然現象及び人為事象に関して,BOP 閉止装置は,こ	記載表現の相違
		れら事象による影響を受けない設計とする。その他自然現象及	
		び人為事象に対する設計については,添付書類「VI-1-1-2 発	
		電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明	
		書」のうち「VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現	
		象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。	
J			

: 前回提出時からの変更箇所

b. 溢水	溢水に関して、BOP 閉止装置は溢水の影響を受けない位置に 設置されることから、設計上考慮しない。 c. 火災 火災に関しては、BOP 閉止装置は火災により重大事故等に対 処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災発生 防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策 を講じる設計とする。 火災に対する BOP 閉止装置の設計については、添付書類「VI ー1ー1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」に基づ き実施する。 設備の相達

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		以上を踏まえ、ブローアウトパネル関連設備については、本資	記載表現の相違
		料にて要求機能を整理するとともに、機能設計上の性能目標と地	
		震等による荷重を考慮した構造強度設計上の性能目標を定める。	
		また,ブローアウトパネル関連設備の構造強度設計上の性能目	
1		標を達成するため、構造強度設計上の方針を示した上で、添付書	
		類「VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止	
		に関する説明書」のうち「VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対	
		する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」及び添付書 類「VI-2 耐震性に関する説明書」のうち「VI-2-1-9 機能維持	
		の基本方針」にて設定している荷重条件及び荷重の組合せに従い,	記載表現の相違
		構造強度設計上に必要な考慮すべき荷重条件を設定し、その荷重	
		の組合せの考え方を定める。	
		以上のブローアウトパネル関連設備の設計フローを図 4-1 に示す。	
		'° ブローアウトパネル関連設備の耐震計算については,添付書類	
		「VI-2 耐震性に関する説明書」のうち「VI-2-1-9 機能維持の	
		基本方針」に基づき実施し、耐震計算の方法及び結果については、	
		添付書類「VI-2-9-3-1-1 原子炉建屋ブローアウトパネルの耐震	
		性についての計算書」及び添付書類「VI-2-9-4-4-1-5 原子炉建	
		屋ブローアウトパネル閉止装置の耐震性についての計算書」に示 す。	設備の相違 (本文目次の理由①参照)
		/ 0	(十入日八)/在田田多流

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		添付書類「VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下に おける健全性に関する説明書」 5. 要求機能及び性能目標 6. 機能設計 7. 構造強度設計 注:フロー中の番号は、本資料での記載箇所の章を示す。	
		図 4-1 設備の設計フロー 5. 要求機能及び性能目標 5.1 要求機能 ブローアウトパネル関連設備のうち原子炉建屋BOP及びBOP閉 止装置は、地震後においても必要な機能を損なわないことが要求 される。	<柏崎刈羽7号との比較> (本文目次の理由①参照) 設備名称の相違 設備の相違 (本文目次の理由②参照)
		原子炉建屋BOPは、建屋の内外差圧(設計差圧4.4kPa以下)により自動的に開放する機能が要求される。なお、この機能は、基準地震動Ssにより損なわれないことが要求される。また、原子炉建屋BOPは、原子炉建屋原子炉棟の壁の一部となることから、弾性設計用地震動Sdで開放しない機能が要求される。	設備名称の相違 設計の相違
		BOP閉止装置は,原子炉建屋BOPを閉止する必要がある場合,容易かつ確実に閉止操作する機能が要求され,閉止後は,原子炉建屋原子炉棟の壁の一部となることから,二次格納施設のバウンダリとして原子炉建屋原子炉棟を負圧に維持できる気密性を保持	記載表現の相違

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		できることが要求される。なお、この機能は、基準地震動Ssにより損なわれないことが要求される。また、BOP閉止装置は扉閉止後、原子炉建屋原子炉棟の壁の一部となることから、扉閉止状態においても、基準地震動Ssに対して、原子炉建屋原子炉棟を負圧に維持できる気密性を保持できることが要求される。	
		なお、BOP閉止装置は現場において人力による操作が可能なものとする必要がある。	
		5.2 性能目標 (1) 原子炉建屋 BOP 原子炉建屋 BOP は、設計基準事故時及び重大事故等時(インターフェイスシステム LOCA 時)において、原子炉建屋の内外差圧(設計差圧 4.4kPa 以下)により自動的に開放できることを機能設計上の性能目標とする。なお、この機能は、基準地震動Ssにより損なわれないことが要求される。また、原子炉建屋 BOPは、原子炉建屋原子炉棟の壁の一部となることから、弾性設計用地震動Sdで開放しないことも機能設計上の性能目標とする。	(3.(1)項の理由⑤参照) <柏崎刈羽7号との比較> 設備の相違 (本文目次の理由①参照)
		原子炉建屋 BOP は、地震力に対し、以下の内容を構造強度設計上の性能目標とする。 a. 機能維持原子炉建屋BOPは、基準地震動Ssが作用した後にも規定の圧力(設計差圧4.4kPa以下)にて自動的に開放できること、及び弾性設計用地震動Sdでは開放しないこと。	<柏崎刈羽7号との比較> 設備の相違 (本文目次の理由①参照) 設備名称の相違
		b. 構造強度 原子炉建屋BOPは、基準地震動Ssによる地震力に対し、本 体、枠等の主要な構造部材が開放機能を保持可能な構造強度を 有すること。	設備名称の相違 <柏崎刈羽7号との比較> 設備の相違

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
			(本文目次の理由①参照)
		c. 波及的影響	
		原子炉建屋 BOP は,当該設備の損傷等による波及的影響を防	設備名称の相違
		止する必要がある他の設備に対して波及的影響を及ぼさないこ	<柏崎刈羽7号との比較>
		と。	設備の相違
			(本文目次の理由①参照)
		(2) BOP 閉止装置	設備名称の相違
		BOP 閉止装置は,重大事故等に対し,容易かつ確実に閉止操	
		作できること,閉止後においては,原子炉建屋原子炉棟を負圧	
		に維持できる気密性を保持することを機能設計上の性能目標と	
		する。なお,この機能は,基準地震動Ssにより損なわれない	
		ことが要求される。また,閉止後においても, <mark>基準地震動Ss</mark>	設計の相違
		による地震力に対し,原子炉建屋原子炉棟を負圧に維持できる	(3.(2)項の理由⑥参照)
		気密性を保持することを機能設計上の性能目標とする。	
		また、現場にて人力により操作できることを機能設計上の性	
		能目標とする。	
		BOP 閉止装置は、地震力に対し、以下の内容を構造強度設計	設備名称の相違
		上の性能目標とする。	
		a. 機能維持	司供力化の扣件
		BOP 閉止装置は、重大事故等に対し、基準地震動Ssが作用	故伽名外の相達
		した後においても、作動性及び原子炉建屋原子炉棟を負圧に維持できる気密性を保持し、閉止後においても、 <mark>基準地震動</mark> Ss	記載主用の担告
		において原子炉建屋原子炉棟を負圧に維持できる気密性を保持	
		すること。	(3. (2)項の理由⑥参照)
		また、現場にて人力により操作ができること。	(3. (2) 項の年田の参照)
		SIC, Sumice CAMPICE DIFFICE OF SICE OF	
		b. 構造強度	
		BOP 閉止装置は,基準地震動Ssが作用した後においても,	設備名称の相違
		主要な構造部材が閉止装置の作動性、気密性を保持可能な構造	
			設計の相違
		て原子炉建屋原子炉棟を負圧に維持できる気密性を保持可能な	(3. (2)項の理由⑥参照)
		構造強度を有すること。	記載表現の相違
			設計の相違

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
			・女川は基準地震動Ssに
			より機能が損なわれるおそ
			れのない設計としているこ
			とから,他設備に対して波
			及的影響は考慮しない。
			設備の相違
			(本文目次の理由②参照)
		a +₩ ₩->□, >	
		6. 機能設計	
		「5. 要求機能及び性能目標」で設定している,ブローアウトパネル関連設備の機能設計上の性能目標を達成するために,各設	
		備の機能設計の方針を定める。	
		THV 77改化改計 V7 分割 を足める。	
		(1) 原子炉建屋 BOP の設計方針	設備名称の相違
		a. 設計方針	<柏崎刈羽7号との比較>
		原子炉建屋BOPは,「5. 要求機能及び性能目標」の「5.2	設備の相違
		性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するた	(本文目次の理由①参照)
		めに,以下の設計方針とする。	
		原子炉建屋BOPは、設計基準事故時 <mark>及び重大事故等時(イン</mark>	設計の相違
		ターフェイスシステムLOCA時)において,原子炉建屋の内外差	(3.(1)項の理由⑤参照)
		圧(設計差圧4.4kPa以下)により自動的に開放できるように設	・プラント固有条件の差異
		計する。	
		また,原子炉建屋BOPは,原子炉建屋原子炉棟の壁の一部と	設備名称の相違
		なることから、弾性設計用地震動Sdで開放しないように設計	
		する。	
		原子炉建屋 BOP の基準地震動Ssによる地震力に対する機能	
		保持の設計方針は「7.1(1)原子炉建屋 BOP」に示す。	
		b. 原子炉建屋BOP詳細設計	記載表現の相違
		原子炉建屋 BOP を開放させるため満足すべき条件は以下のと	HUTAGA DUYA THAE
		おりであり、抵抗力(②止め板の抗力、 <mark>③</mark> パネル移動時の摩擦	設計の相違
		**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	秋田マグ田歴

: 前回提出時からの変更箇所

	力)が、 ④差圧による荷重以下となる条件を満足する必要がある。 また、二次格納施設としての原子炉建屋原子炉棟のバウン	・女川は作動方式が止め板
	ダリ機能確保の観点から、①弾性設計用地震動Sdで開放しないように設計する。 ①弾性設計用地震動 < 抵抗力(②止め板の抗力,③パネル移動 < による開放荷重	式である。 ・女川の雨仕舞は水切りの ため、シール材は考慮しない
	る。 設計を基に実機大モックアップ装置を製作し開放試験を実施した結果、実機の抗力の合計は	
	(a) 止め板試験 原子炉建屋 BOP が、設計差圧(4.4kPa 以下)により自動的に 開放できる設計に対して、原子炉建屋 BOP を躯体に固定して いる止め板の特性を把握し、止め板数を確定させるため実際に 使用する止め板単体の曲げ試験を実施する。 試験体は、ばらつきを考慮し15個とし、曲げ試験を実施した。	設備名称の相違
	試験結果を表 6-1 に示す。試験は変位制御(1 分間に 5mm の変位速度)で実施した。 止め板の耐力は、平均 N/個であり、標準偏差は N であった。 この試験結果と、摩擦による抗力も考慮し、止め板数を48	設備の相違(試験方法の相 違) 設備の相違

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		表6-1 止め板試験結果の概要	
		耐力(試験体数は15個) 荷重(N)	
		平均値	
		最大耐力 最大値 最小値	
		標準偏差σ	
		最大耐力(平均)+3 σ	
		最小耐力(平均)-3σ	
		(b) 実機大モックアップ試験	
		原子炉建屋 BOP が,設計差圧(4.4kPa)により自動的に開放できることを実機大のモックアップ試験にて確認する。実機大	設備名称の相違
		モックアップ試験の概要を図 6-1 に示す。試験装置は、実機を	
		模擬した原子炉建屋 BOP, 加力装置及び躯体を再現する原子炉	
		建屋 BOP 取付け部と加力装置取付け部を一体化した取付け架台で構成し,原子炉建屋 BOP は,実機に取り付けられているも	
		のと同形状のもの(サイズは約 4.1m×約 5.1m, 質量は約 1.8t)	設備の相違
		を実機での施工を模擬して設置する。	
		加力は油圧ジャッキ 4 台を用いて準静的に加力し,ジャッ	
		キの荷重から開放圧力を評価した。	

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		# R	
		図 6-1 原子炉建屋 BOP 実機大モックアップ試験装置の概要 実機大モックアップ試験結果を表 6-2 に示す。試験は再現性確認のため 3 回実施した。油圧ジャッキを用いた実機大モックアップ試験にて確認した。油圧ジャッキを用いた実機大モックアップ試験にて確認した開放荷重は kN kN kN kN kN kN kN k	

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
			<柏崎刈羽7号との比較>
			設備の相違
			(本文目次の理由①参照)

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
			<柏崎刈羽7号との比較>
			設備の相違
			(本文目次の理由①参照)

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
			<柏崎刈羽7号との比較> 設備の相違 (本文目次の理由①参照)
		(2) BOP 閉止装置の設計方針	設備名称の相違 記載箇所の相違
		a. 設計方針 BOP閉止装置は,「5. 要求機能及び性能目標」の「5.2 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために,以下の設計方針とする。 BOP閉止装置は,重大事故等に対し,容易かつ確実に閉止操	
		作できるように設計する。また、閉止後においては、枠板側に 設置されているパッキンに扉を機械的に押し付けることによっ て、閉止後においては、原子炉建屋原子炉棟を負圧に維持でき る気密性を保持するように設計する。また、現場にて人力によ り操作できるように設計する。	設備の相違 (2.(2)項の理由④参照)
		BOP閉止装置の基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持の設計方針は「7.1(2) BOP閉止装置」に示す。 b. 詳細設計 POP 関ル装置は 変見かの確実に関ル操作できるよう以下の	設備名称の相違 設計の相違 (3. (2)項の理由⑥参照)
		BOP 閉止装置は、容易かつ確実に閉止操作できるよう以下の 設計とする。なお、開閉機能は基準地震動 S s で維持できる設	

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所 女川原子力発電所第 2 号機	差異理由
	計とする。	
	・BOP 閉止装置は,中央制御室から電動にて開閉(閂含む。)	設備名称の相違
	できる設計とする。この際、扉本体は <mark>丁番を軸として、</mark> チ	設備の相違
	ェーンを介して電動機により開閉する構造であることか	(2.(2)項の理由④参照)
	ら、地震時の扉本体に作用する慣性力によるチェーンの損	記載表現の相違
	傷を防止するため、扉は開状態又は閉状態では閂により動	
	きを拘束し、過大な地震荷重がチェーン等の駆動系に作用	
	しない設計とする。	
	・電源は常設代替交流電源設備から給電可能な設計とする。	設備の相違
		・電源設備の相違
	・扉の開閉状態(閂含む。)は中央制御室にて把握できる設計	
	とする。	
	BOP 閉止装置は,扉閉止後において,原子炉建屋原子炉棟内	設備名称の相違
	を負圧に維持できる気密性を保持できるように、扉閉状態では	記載表現の相違
	扉は機械的にパッキンが設置されている <mark>枠板側</mark> に押し付けられ	設備の相違
	る設計とする。なお、扉開状態(待機状態)では基準地震動S	(2.(2)項の理由④参照)
	s が作用した後においても、作動性及び原子炉建屋原子炉棟内	記載表現の相違
	を負圧に維持できる気密性を保持し,扉閉状態(閉止状態)に	
	おいても、 <mark>基準地震動S</mark> Sにおいて原子炉建屋原子炉棟内を負	設計の相違
	圧に維持できる気密性を保持する設計とする。	(3.(2)項の理由⑥参照)
	また、BOP 閉止装置は、現場にて人力により操作できるよう	設備名称の相違
	に、BOP 閉止装置の閂に設置される駆動機構にレンチを設置可	設備の相違
	能な設計とし、扉を人力により開閉することで、手動操作でき	・BOP 閉止装置の構造の違
	る設計とする。具体的には閂の場合,閂に接続されている <mark>駆動</mark>	いによる現場での手動操作
	機構にレンチを装着し、レンチを反時計回りに回転させること	方法の相違
	により閂ピンが引抜かれる設計とする。なお、挿入はレンチを	
	時計回りに回転させることにより閂ピンが挿入される設計とす	
	る。扉の場合,扉の電動機とチェーンの間にトルクリミッター	
	を設置する構成とすることで,人力により扉が開閉できる設計	
	とする。	
	これら詳細設計の成立性を確認するため、実機大モックアッ	
	プを製作し機能確認を実施した。	
	(a) BOP 閉止装置の閂及び扉の動作試験結果	記載表現の相違
	門及び扉の動作試験結果を表 6-3 及び表 6-4 に示す。実機	

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		大モックアップを製作し、動作確認した結果、各動作に問題はなく、動作時間は機能目標を満足していることを確認した。また、門及び扉の電動機は、温度耐性の向上を目的として、実機では電動機の仕様を変更している。仕様変更後の扉及び門についても、動作確認をした結果、各動作に問題はなく、動作時間は機能目標を満足していることを確認した。仕様変更後の門及び扉の動作試験結果を表 6-5 及び表 6-6 に示す。	設備の相違 ・女川の BOP 閉止装置はモックアップから電動機の仕様を変更したため、仕様変更後の電動機の単品加振試験を実施した。また、加震前後でモックアップに組込み、動作試験も実施した。
		なお、扉の動作時間は、操作盤の自動開閉スイッチを押してから、門が引抜かれ、扉が開閉動作を行い、門が挿入され、操作盤の動作完了を示すランプが点灯するまでの時間とする。	(理由⑦) 記載表現の相違 (動作時間の説明を明記)
		表6-3 BOP閉止装置の閂の動作試験結果(加振前) - 電動(動作時間) 引抜き時 挿入時 手動 - 性能目標 結果 性能目標 結果 - 屏閉側 - 砂以内 - ・ - 原閉側 - 砂以内 - ・ - 正記*:加振後にのみ手動の動作試験を実施。加振後の動作試験結果は、7.3.2項の表 7-5 に示す。	記載表現の相違
		表6-4 BOP閉止装置の扉の動作試験結果(加振前) 電動(動作時間) 性能目標 結果 開放→閉止 閉止→開放 注記*:加振後にのみ手動の動作試験を実施。加振後の動作試験結果は、7.3.2 項の表 7-6 に示す。また、手動操作は開放→閉止について実施した。	記載表現の相違

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機 差異理由
		表 6-5 BOP 閉止装置の閂の動作試験結果(電動機仕様変更後) 設備の相違
		電動 (動作時間) (6. (2) b. (a) 項の理由⑦参
		門位置 引抜き時 挿入時 手動
		性能目標 結果 性能目標 結果
		犀用侧
		雇閉側 □砂以内 □砂 約□砂 □砂 一*
		注記*:電動機の単品加振後にのみ手動の動作試験を実施。単品加振後の動作試験結果は、 7.3.2項の表 7-7 に示す。
		1.0.2-90-24.1 (10-91-7-6
		主CC DOD BU 从出界の巨の私状分散外用(最新操队技术更效) 凯供の相等
		表 6-6 BOP 閉止装置の扉の動作試験結果(電動機仕様変更後) 設備の相違 (6. (2) b. (a) 項の理由⑦参
		電蚵(蚵炸市
		雇動作 手動 性能目標 結果 手動
		開放→閉止 □秒 *
		閉止→開放 □秒以内 □秒
		注記*:電動機の単品加振後にのみ手動の動作試験を実施。単品加振後の動作
		試験結果は、7.3.2 項の表 7-8 に示す。また、手動操作は開放→閉止に ついて実施した。
		(b) BOP 閉止装置の気密性能試験結果 設備名称の相違 設備名称の相違
		BOP 閉止装置の気密性能試験結果を表 6-7 に示す。この試験 結果を基に、BOP 閉止装置を原子炉建屋原子炉棟に設置した場 記載表現の相違
		合には、既設原子炉建屋原子炉棟のインリーク量を考慮して
		も,原子炉建屋原子炉棟の気密性能は確保できることを確認し
		た。
		表6-7 BOP閉止装置の気密性能試験結果(加振前) 記載表現の相違
		(単位: m³/(h·m²))
		原 (初期状態) 63Pa*時の通気量 備考
		開 原を電動にて閉止して試験実施
		注記*:非常用ガス処理系の運転により維持される。原子炉建屋原子炉棟内 の負圧値を示す。
		に戦力がり相違
		・ 負圧達成評価については
		加振試験後の気密性能試験
		結果に基づき説明するた

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
行政の対対がよりが発	术(两分——光电/J)	交川原 1 万光电闭角 2 万城	め,こちらでは記載しない。 設備の相違 (本文目次の理由②参照)
		7. 構造強度設計 「5. 要求機能及び性能目標」で設定している,ブローアウトパネル関連設備の構造強度上の性能目標を達成するために,「6.機能設計」で設定している各設備が有する機能を踏まえて,構造強度設計の設計方針を設定する。 各設備の構造強度の設計方針を設定し,想定する荷重及び荷重の組合せを設定し,それらの荷重に対し,各設備の構造強度を保持するよう構造強度設計と評価方針を設定する。 ブローアウトパネル関連設備の耐震計算については,添付書類「VI-2 耐震性に関する説明書」のうち「VI-2-1-9 機能維持の基本方針」に基づき実施し,耐震計算の方法及び結果については,添付書類「VI-2-9-3-1-1 原子炉建屋ブローアウトパネルの耐震性についての計算書」及び添付書類「VI-2-9-4-4-1-5 ブローアウトパネル閉止装置の耐震性についての計算書」に示す。	設備名称の相違

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		7.1 構造強度の設計方針 「5. 要求機能及び性能目標」で設定している構造強度設計上 の性能目標を達成するための設計方針を原子炉建屋 BOP 及び BOP 閉止装置ごとに示す。	設備名称の相違 設備の相違 (本文目次の理由②参照) <柏崎刈羽7号との比較> 設備の相違 (本文目次の理由①参照)
		(1) 原子炉建屋 BOP は、「5. 要求機能及び性能目標」の「5.2 性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を踏まえ、基準地震動Ssが作用した後にも規定の圧力(設計差圧 4.4kPa以下)にて自動的に開放できる設計とするため、基準地震動Ssによる地震力に対し、建屋躯体の変形が原子炉建屋 BOP の開放機能に影響しない構造強度を有する設計とする。	設備の相違 (本文目次の理由①参照) プラント固有条件の差異
		(2) BOP 閉止装置 BOP 閉止装置は,「5. 要求機能及び性能目標」の「5.2性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を踏まえ,開状態では,基準地震動Ssによる地震後においても,作動性及び閉止後の原子炉建屋原子炉棟を負圧に維持できる気密性を保持する設計とするため,基準地震動Ssによる地震力に対し,主要な構造部材が閉止装置の作動性,気密性を保持可能な構造強度を有する設計とする。また,閉状態においても,基準地震動Ssにおいて原子炉建屋原子炉棟を負圧に維持できる気密性を保持する設計とするため,基準地震動Ssによる地震力に対し,主要な構造部材が気密性を保持可能な構造強度を有する設計とする。	設計の相違 (3. (2)項の理由⑥参照)
			設備の相違 (本文目次の理由②参照)

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		7.2 荷重及び荷重の組合せ 「5. 要求機能及び性能目標」で設定している構造強度設計上 の性能目標を達成するために、考慮すべき荷重条件を設定し荷重 の組合せの考え方を示す。 7.2.1 荷重の種類 (1) 常時作用する荷重 常時作用する荷重は持続的に生じる荷重であり、自重とする。 (2) 風荷重 風荷重に対する考慮については、添付書類「VI-1-1-2 発電 用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」 のうち「VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等 による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。	記載表現の相違
		(3) 積雪荷重 積雪荷重に対する考慮については、添付書類「VI-1-1-2 発 電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明 書」のうち「VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現 象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。	記載表現の相違
		 (4) 圧力荷重 圧力荷重は、原子炉建屋内外差圧を考慮する。 (5) 地震荷重 地震荷重は、基準地震動Ss又は弾性設計用地震動Sdに伴う地震力による荷重とする。 	記載表現の相違

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		7.2.2 荷重の組合せ	
		ブローアウトパネル関連設備の耐震計算の荷重の組合せの	
		考え方については,添付書類「VI-2 耐震性に関する説明書」	
		のうち「VI-2-1-9 機能維持の基本方針」に示す。	
		7.3 機能維持の方針	
		「5. 要求機能及び性能目標」で設定している構造強度設計上	
		の性能目標を達成するために,「7.1 構造強度の設計方針」に示	
		す構造を踏まえ,「7.2 荷重及び荷重の組合せ」で設定している	
		荷重条件を考慮して,各設備の構造設計及びそれを踏まえた評価	
		方針を設定する。	
			設備名称の相違
		7.3.1 原子炉建屋 BOP	
		(1) 構造設計	
		原子炉建屋BOPは,「7.1 構造強度の設計方針」で設定して	
		いる設計方針及び「7.2 荷重及び荷重の組合せ」で設定して	
		いる荷重を踏まえ,以下の構造とする。	
		原子炉建屋BOPは,原子炉建屋外壁の開口部に設置し,パネ	設備の相違
		ル本体,枠,止め板等で構成する構造とする。	
		原子炉建屋BOPの構造計画を表7-1に示す。 <mark>また,原子炉建屋</mark>	記載表現の相違
		BOPの設置位置を図7-1に示す。	
		(2) 評価方針	
		原子炉建屋BOPは,「(1) 構造設計」を踏まえ,以下の評価	設備名称の相違
		方針とする。	
		a. 機能維持	
		基準地震動Ssによる地震力に対し、設置場所における原	SULTE O LEVE
		子炉建屋原子炉棟躯体の層間変形角が止め板とアングル材が	設備の相違
		接触する層間変形角より小さいことを確認する。具体的に	
		は,原子炉建屋 BOP が設置されている原子炉建屋原子炉棟の	記載表現の相違
		耐震壁について、基準地震動Ssによる地震力に対し、最大	
		せん断ひずみが構造強度を確保するための許容限界(2.0×	
		10-3) を超えないことを確認する。	
		また, <mark>実機大モックアップ試験</mark> により,弾性設計用地震動	

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機 S dによる地震力に相当する荷重で原子炉建屋BOPが開放しないことを確認する。 原子炉建屋BOPの耐震強度評価の方法及び結果を、添付書類「VI-2-9-3-1-1 原子炉建屋プローアウトパネルの耐震性についての計算書」に示す。 b. 構造強度 基準地震動Ssによる地震力に対しても開放機能が維持できる構造強度が確保されていることを確認するため、基準地震動Ssによる地震力に対し、原子炉建屋躯体の変形が原子炉建屋BOPの開放機能に影響しない構造強度を有する設計とする。 原子炉建屋BOPの耐震強度評価の方法及び結果を、添付書類「VI-2-9-3-1-1 原子炉建屋ブローアウトパネルの耐震性についての計算書」に示す。 c. 波及的影響 原子炉建屋BOPは、パネルが開放した場合でも落下して他の設備に影響を与えない位置に設置されていることから波及的影響は考慮しない。	設備名称の相違

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機 差異理由
		7-1 原子炉建屋BOPの構造計画
		計画の概要 主体構造 支持構造 説明図 説明図 : カールは作動 ちざが よめれ
		原子恒建层 原子恒建层 原子恒建层
		BOP BOP は、パネ BOP は、十分な BOP は、100 は BOP は BOP は、100 は BOP は、100 は BOP は BOP は、100 は BOP
		ル本体部,パ 強度を有する ネルを建屋 構造とし、取
		外壁内に設 付枠により原
		置する枠部 子炉建屋原子 より構成さ 炉棟の壁に据
		れる設備でえ付ける。
		ある。
		設計差圧 4. 4kPa
		主要寸法 4100×5100mm
		材 料 SS400
		止め板個数 作動方式 止め板式 (48 個/パネル)
		止め板仕様 材質 SS400, 幅 100 mm, 高さ 103mm, 厚さ 6 mm, 切欠幅 18.2mm
		取付箇所 原子炉建屋原子炉棟地上 3 階

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし) :前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		原子が建屋の子が検動上3路横下で面図 原子が建屋の子が検動面図 原子が建屋の子が検動面図 原子が建屋の下(枚) 配 の 別 開上装置 1式 (24 台) アー1 原子 炉建屋 BOP の 設置位置	設置位置の相違 < 柏崎刈羽7号との比較> 設備の相違 (本文目次の理由①参照)

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
			<柏崎刈羽7号との比較>
			設備の相違
			(本文目次の理由①参照)

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
			<柏崎刈羽7号との比較>
			設備の相違
			(本文目次の理由①参照)

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		7.3.2 BOP 閉止装置 (1) 構造設計 BOP 閉止装置は,「7.1 構造強度の設計方針」で設定している設計方針及び「7.2 荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重を踏まえ,原子炉建屋原子炉棟に据え付けし,扉は門及び丁番により枠板に支持される構造とする。また,閉止後においては,枠板側に設置されているパッキンに扉を機械的に押し付けることによって,気密性を保持する。 BOP 閉止装置の構造計画を表 7-2 に示す。また,設置位置を図 7-2 に示す。	設備の相違 (2.(2)項の理由④参照)
		(2) 評価方針 BOP 閉止装置は,「(1) 構造設計」を踏まえ,以下の評価方針とする。 a. 機能維持 (a) 設計方針 BOP 閉止装置は,扉開状態(待機状態)では基準地震動Ssによる地震力に対し,設置場所における最大加速度が,加振試験によりBOP 閉止装置の作動性,気密性を保持できることを確認した加振台の最大加速度以下であることにより確認する。なお,扉閉状態(閉止状態)においても,基準地震動Ssによる地震力に対し,設置場所における最大加速度が,加振試験によりBOP 閉止装置の気密性を保持できることを確認した加振台の最大加速度以下であることにより確認する。 BOP 閉止装置の耐震強度評価の方法及び結果を,添付書類「VI-2-9-4-4-1-5 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置の耐震性についての計算書」に示す。	設備名称の相違 記載表現の相違 記載表現の相違 設計の相違 (3.(2)項の理由⑥参照)

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		表 7-2 BOP 別止装置の構造計画 (1/2) 対画の概要 主体構造 文件構造 文件構造 文件構造 DOP 別止装置 図は、原、	記載箇所の相違 ・東二は後段ページで記載 <柏崎刈羽7号との比較> 設計の相違 ・女川は扉型、柏崎はスライド扉型のBOP閉止装置を採用している。

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		表 7-2 BOP 閉止装置の構造計画 (2/2)	記載箇所の相違
		說明図	・東二は後段ページで記載
			<柏崎刈羽7号との比較>
			設計の相違
			・女川は扉型、柏崎はスラ
			イド扉型の BOP 閉止装置を 採用している。
			ixm C C V · S。
		11	

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		原子炉建屋原子炉棟地上 3 階 概略平面図	< 柏崎刈羽7号との比較> 設計の相違 ・柏崎はオペフロ(屋外), 女川は MS トンネル室(屋 内)に BOP 閉止装置を設置 している。
		(b) 詳細設計	設備名称の相違 記載表現の相違 設計の相違 (3.(2)項の理由⑥参照) 設備名称の相違

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機	東海第二発電所	イ. BOP 閉止装置加振試験の妥当性 試験時の加振加速度の測定位置を図 7-3 に、測定結果を表 7-3 に示す。扉開状態及び扉閉状態での扉上部及び扉下部の 3 方向 (X, Y, 2) の加振加速度は、設計上必要な加速度を超えて おり、適切な加振がされていることを確認した。 図 7-3 BOP 閉止装置加振試験時の加振加速度の測定位置 表 7-3 BOP 閉止装置 加振試験時の加振加速度の測定結果 雇開状態 扉上部(A3)の加振加速度 (単位:×9.8 m/s²) 判定結果 方向 ①S s 包絡条件 ②計測結果 (A3 部) (①<②) X 2.71	設備名称の相違 記載表現の相違 記載表現の相違
		方向 ①Ss包絡条件 ②計測結果(A3部) 判定結果(①<②)	
		雇開状態 雇上部(A4)の加振加速度 (単位:×9.8 m/s²) 方向 ①S s 包絡条件 ②計測結果 (A4 部) 判定結果 (①<②) X 2.71 Y 2.71 C 1.56	

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機 差異理由	
		原開状態 扉下部(A1)の加振加速度 (単位:×9.8 m/s²) 設備の相違	
		方向 ①Ss包絡条件 ②計測結果 (AI 部) 判定結果 (①<②) ・加振試験結果の相	違
		X 2.55 O	
		Z 1.53	
		扉開状態 扉下部(A2)の加振加速度	
		(単位: ×9.8 m/s²) 方向 ①Ss包絡条件 ②計測結果(A2部) 判定結果(D<の)	
		万向 ① S S 包給条件 ②計測結果 (A2 部) (① <②) X 2.55	
		Y	
		Z 1.53	
		扉閉状態 扉上部(A3)の加振加速度 (単位:×9.8 m/s²)	
		方向 ①Ss包絡条件 ②計測結果 (A3部) 判定結果 (①<②)	
		X 2.71	
		Y O	
		雇閉状態 雇上部(A4)の加振加速度	
		(単位: ×9.8 m/s²)	
		方向 ①Ss包絡条件 ②計測結果 (A4部) 判定結果 (①<②) X ○	
		Y 2.71 O	
		Z 1.56	
		扉閉状態 扉下部(A1)の加振加速度 (単位:×9.8 m/s²)	
		方向 ①Ss包絡条件 ②計測結果 (AI部) 判定結果 (①<②)	
		X 2.55	
		Y O	

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第 2 号機 - 原閉状態 厚下部(A2)の加援加速度 (単位:×9.8 m/s²) - 方向 ①S s 包絡条件 ②計測結果 (A2 部) (①<②) - X 2.55 - Y 2.53	差異理由 設備の相違 ・女川は加振試験で設備に 不具合が発生していないことから、2回目については未 実施
		口. BOP 閉止装置加振試験結果(外観目視点検結果) 実施した加振試験後の点検結果を表7-4に示す。基準地震動 S s 相当による加振でも設備に損傷はなく健全であることを	

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機 差異理由
		確認した。
		表7-4 BOP閉止装置加振試験時の外観点検結果 記載表現の相違 記載表現の相違
		試験条件 外観目視点検結果 加振条件 扉状態 チェーン 扉開閉状態 閂 その他
		開 破損なし 異常なし 異常なし 異常なし
		Ss 閉 破損なし 異常なし 異常なし 異常なし
		ハ. BOP 閉止装置加振試験結果(門及び扉の動作試験結果) 記載表現の相違
		BOP 閉止装置の加振試験後の閂及び扉の動作試験結果を表 記載表現の相違
		7-5 及び表 7-6 に示す。扉開状態及び扉閉状態にて基準地震動
		S s 相当の加振力で加振し、扉及び閂の動作を確認した結果、
		動作に問題はなく,動作時間は機能目標を満足していることを 記載表現の相違
		確認した。また、仕様変更後の閂及び扉の電動機も単品で加振 設備の相違 試験を実施し、加振試験後に動作試験体に組込み、動作を確認 (6.(2)b.(a)項の理由⑦参
		した結果,動作に問題はなく,動作時間は機能目標を満足して 照)
		いることを確認した。動作試験結果を表 7-7 及び表 7-8 に示
		ुं
		なお, 扉の動作時間は, 操作盤の自動開閉スイッチを押して 記載表現の相違
		から、閂が引抜かれ、扉が開閉動作を行い、閂が挿入され、操 (動作時間の説明を明記)
		作盤の動作完了を示すランプが点灯するまでの時間とする。
		表 7-5 BOP 閉止装置加振後の閂の動作試験結果 記載表現の相違
		整動 (動作時間) 手動
		加援 条件 初期 状態
		F F F F F F F F F F

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機				差異理由			
		表7-6 BOP閉止装置加振後の扉の動作試験結果			記載表現の相違				
					電動(動作時間)		_	
		加振条件	扉の 初期 状態	開龙	女→閉止	閉止	→開放	手動	
		未什	状態	性能目標	結果	性能目標	結果	- 520000	
		S s	開閉			■砂以内	□秒	異常なし*	
		注記*:手動		-	ついて実施した				
		表 7	-7 力	『振後の	門の動作詩	(大験結果(電動機仕	様変更後)	設備の相違
		tote	扉の	[H]		動(動作時間)		手動	(6. (2)b. (a)項の理由⑦参
		加振条件	初期状態	£.5. 1525.	引抜き間 性能 目標	特 結果 性能 目標	挿入時 結果	引抜き時 挿入時	照)
			開	屏開側 屏閉側				異常なし	
		Ss	[7]	屏開側 屏閉側	砂以内	秒	内□秒	_	
				AFIATO					J
		表 7	-8 力	旧振後の原	扉の動作詞	犬験結果(電動機仕	様変更後)	
					電動 (协作時間)			
		加振条件	扉の 初期 状態	開放	女→閉止	閉止	→開放	手動	
			-	性能目標	結果	性能目標	結果		
		Ss	開閉	砂以内	□秒	□秒以内	□秒	異常なし*	
					ついて実施した				
					振試験結果				記載表現の相違
				止装置の	加振試験征	发の気密性	E 能 試 験 結	果を表 7-9 にテ	
		す。							

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		表 7-9 BOP 閉止装置加振試験時の気密性能試験結果	設備の相違
		(単位: m³/(h· m²))	気密性能試験結果の相違
		扉 GOD-*味の通信品 供表	
		(初期状態) OSF a 時の通気量	
		閉に気密性能試験を実施	
		注記*:非常用ガス処理系の運転により維持される、原子炉建屋	
		原子炉棟内の負圧値を示す。	
		<原子炉建屋原子炉棟としての負圧達成について>	記載表現の相違
		今回の BOP 閉止装置の気密性能試験結果から,装置をブローア	設備名称の相違
		ウトパネル部に設置した場合の原子炉建屋原子炉棟の負圧達成可	記載表現の相違
		否について評価した結果,非常用ガス処理系定格容量(2500m³/h)	設備の相違
		は,推定インリーク量を十分に上回るため,非常用ガス	・負圧達成評価結果の相違
		処理系にて 63Pa 以上の負圧達成可能である。	
		・既設原子炉建屋原子炉棟の推定インリーク量:約 2130m³/h (63Pa	記載表現の相違
		時の漏えい量)	
		・BOP 閉止装置の合計台数:1式(24台)	
		• BOP 閉止装置 1 式 (24 台) 設置時の推定インリーク量:	
		×24 台× = (63Pa 時の漏えい量)	記載表現の相違
		・非常用ガス処理系定格容量: 2500m³/h (63Pa 時の通気量)	記載表現の相違
		・BOP 閉止装置設置を含めた原子炉建屋原子炉棟の推定漏えい量:	
		2130m³/h+ (63Pa 時の漏えい量) <2500m³/h	
		(63Pa 時の通気量) (非常用ガス処理系定格容量)	
		ホ. BOP 閉止装置機能確認済加速度	記載表現の相違
		BOP 閉止装置の機能確認済加速度を表 7-10 に示す。BOP 閉	
		止装置の機能維持性能に関わる扉及び駆動部は, BOP 閉止装置	
		の重心位置に集約していることから、機能確認済加速度は、BOP	・東二はスライド扉式であ
		閉止装置の重心位置で定義する。	り、駆動部等が上部に設置
			されていることから機能確
			認済加速度を装置上端の加
			速度としている。女川は扉
			型のため、駆動部等が集約
			している重心位置の加速度
			を機能維持確認済加速度で

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		表7-10 BOP閉止装置の機能確認済加速度	定義した。記載表現の相違
		方向 機能確認済加速度 X Y Z Z	
		b. 構造強度 扉開状態 (待機状態) では基準地震動Ssによる地震後においても,作動性及び原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持できる 気密性を保持し,扉閉状態 (閉止状態) についても,基準地震 動Ssにおいて原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持できる気密 性を保持可能な構造強度を有することを確認するため,構造強 度評価を実施する。また,「a. 機能維持」で記載した3次元加 振台を用いた加振試験により,設備に損傷等はなく機能を維持 するための構造強度が確保できることを確認する。 BOP 閉止装置の耐震強度評価の方法及び結果を,添付書類「VI -2-9-4-4-1-5 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置の耐震 性についての計算書」に示す。	設計の相違 (3.(2)項の理由⑥参照) 記載表現の相違
			設計の相違 ・女川は基準地震動Ssにより機能が損なわれるおそれのない設計としていることから、他設備に対して波及的影響は考慮しない。

: 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
			記載箇所の相違

: 前回提出時からの変更箇所

対抗の場合 (本文目をの現在で表形)	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
(本文章次の理由が参照)				
				(本文目次の理由②参照)

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし) : 前回提出時からの変更箇所

対抗の場合 (本文目をの現在で表形)	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
(本文章次の理由が参照)				
				(本文目次の理由②参照)

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし) : 前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
			設備の相違
			(本文目次の理由②参照)